

意見集約中間整理結果 (1)再生利用の考え方ドラフト案（素案）について（資料1：製造者向け、資料2：利用者向け）

No.	関連資料 (対象箇所)	論点項目	意見	備考 (今後の対応方針、等)
1	(資料1)再生利用の考え方（製造者向け）1.2文中 P5 21,22行 (資料2利用者向け1.2文中P7 21,22行も同様)	特措法の適用期間	<p>「特措法の適用を受ける期間は、用途先の構造物の解体等の際に発生する土壤等による追加被ばく線量がクリアランスレベルの設定に用いた基準以下になるまでの間とする。」</p> <p>コメント：解説は、どこかでなされるのでしょうか。製造者なので容易に理解できるため記載されないのでしょうか。利用者向けにも同様の記述があります。利用者向けについては、どこかで解説があったほうが良いと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回WGにおいては、再生利用の考え方として、再生資材製造者向け及び[利用者向け]の再生利用の手引きの今後の策定に資するために、ドラフト案の素案的資料をあらかじめWG委員に送付し、ご意見を浮かうこととした。その結果、No.13のコメントに述べられているように（この他にも、同様の意見あり）、根幹となる制度や法整備のまだこれからという段階で手引き的なものを作成することはできないのではないか、また土の再生利用の基本的なフローについても現実的な条件や要件等を十分に議論したものになっておらず、現時点で出していくのは時期尚早というご基本的なスタンスに関わる貴重なご意見をいただきました。
2	(資料1)再生利用の考え方（製造者向け） 2.1(2) P18 30行	有害物質について	<p>「汚染が確認された場合は土壤貯蔵施設（II型）に貯蔵することとなっている。」</p> <p>コメント：環境省「中間貯蔵施設に係る指針案について」において、用語中に「分別 受入れた土壤及び廃棄物を、種類（材質）、放射能濃度、有害物質の含有のおそれ等の特性により、分ける行為。」との記載は見つけられます。また、第3条後半（土壤貯蔵施設I型）に「ただし、除去土壤のうち、<u>有機物を含有する等</u>により公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして別途定める要件に該当すると認められないものについては、次条を適用するものとする。」との記載があります。ここで、土対法で規定されるような重金属類を上記の「等」で読み取らせるはどうでしょうか？特に溶出濃度が高い土壤であれば、管理型処分場に類似した構造のII型に入れて良いかどうか判断に窮るものと考えます。汚染の程度によっても注意が必要と思います。</p> <p>私が勉強不足の面もあるため、記述されている内容を明確に示している文献があればお教えください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局・幹事団としても、このような忌憚のないご意見を踏まえ、今後もさらに委員の方々等からの建設的なご意見等をいただきながら、成文化されたドラフト案について具体的な議論をしていただける段階にもって行けるようにプラスアップを図っていき、次回以降で改めて内容に関しての具体的な議論に付すこととしたいと考えます。
3	(資料1)再生利用の考え方（製造者向け） 2.2 P19 11行	資材保管方法	<p>2.2 資材保管方法 P19 11行</p> <p>「①隔離」「再生資材からはガンマ線が発生・・・」</p> <p>コメント：製造された再生資材について、隔離が必要なほど放射線が高いのでしょうか。ページ上部の四角開み部分では、「製造に伴い発生した高濃度の処理物」についての記述と思われます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局・幹事団としても、このような忌憚のないご意見を踏まえ、今後もさらに委員の方々等からの建設的なご意見等をいただきながら、成文化されたドラフト案について具体的な議論をしていただける段階にもって行けるようにプラスアップを図っていき、次回以降で改めて内容に関しての具体的な議論に付すこととしたいと考えます。
4	(資料1)再生利用の考え方（製造者向け） 2.2 P19 31行	雨水等の浸入の防止	<p>2.2 資材保管方法 ③雨水等の浸入の防止 P19 31行</p> <p>「なお、防水シート等を保護する観点から、防水シート等の上に覆土等を施すことも効果的である。」</p> <p>コメント：資材保管ですが、数年にわたる長期保管をするということを想定されているのでしょうか。仮置き場の記載の様に感じて違和感があります。記載する場合は、「長期の保管を行う場合は」と言った用語を加筆されることをお勧めします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局・幹事団としても、このような忌憚のないご意見を踏まえ、今後もさらに委員の方々等からの建設的なご意見等をいただきながら、成文化されたドラフト案について具体的な議論をしていただける段階にもって行けるようにプラスアップを図っていき、次回以降で改めて内容に関しての具体的な議論に付すこととしたいと考えます。
5	(資料2)再生利用の考え方（利用者向け） 2.1.1(3) P19 18行目	施工上の注意事項	<p>2.1 海岸防災林—盛土— 2.1.1 再生資材の利用 (3)施工上の注意事項の例示 P19 18行目</p> <p>「仮に10万Bq/kgの土壤で試算すると、=2.5Bq/25mgであり、SS25mg/lは、2.5Bq/lに相当する。参考に、飲料水基準値は、10Bq/l以下。排水基準は、(Cs134の濃度)/60(Bq/l)+(Cs137の濃度)/90(Bq/l)≤1</p> <p>なお、濁度SS150mg/lでも15Bq/lであり、放射能濃度の排水基準の1/4以下のレベルである。」</p> <p>コメント：再生資材の文章なので、仮もできれば想定される範囲内の例として欲しい。同様の記載が繰り返し使用されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は、不十分なたたき台的

6	(資料 2)再生利用の考え方(利用者向け) 2.1.2 (1) P21 10行目	再生資材の管理	2.1.2 供用中の管理 (1) 再生資材の管理 P21 10行目 「その土地を指定区域として指定する。・・・」 コメント：指定区域の設定について、法律は、いずれのものを適用されるのか？土対法や廃掃法は関係ないのでは？他の用途の記述も同様となっている。	な産の段階からの検討になりますが、法整備の進展を待つてからではなく、既往の関連事業での知見を参考にしつつ、非公開での検討を加速的に進め、来るべき事業化に速やかに備えるためのドラフト案の作成検討を継続して進めて行きたいと考えます。
7	(資料 2)再生利用の考え方(利用者向け) 2.4.2 (1) P45	再生資材の管理 P45	2.4.2 供用中の管理 (1) 再生資材の管理 P45 コメント：「廃棄物処分場、中間貯蔵施設－土壌堤－」の項目で有り、例えば廃棄物処分場では、8000Bq/kgまでの廃棄物は通常処分が可能となっている。土壌堤は廃棄物ではないが、一体と考える方法もある。指定区域関連の記述は他用途と異なる方が良いと考える。中間貯蔵についても類似したことかもしれない。	
8	(資料 1)再生利用の考え方(製造者向け) 1.1 目的	目的	1.1 目的 ・「本手引きは～その利用促進を図ることを目的とする。」とある。「利用の安全確保」は入っていないのは、それ以前に基準や出荷時の品管で管理しているから安全である、という前提でよい。そうでなければ、被ばく管理、モニタリングをする観点から、安全確保という文言が必要ではないか。しかし、その言葉をいれると、再生利用促進が進まないことも考えられる。その改善には、少なくとも出荷時に「(ある範囲において) 安全です」という確認と認可が必要。	
9	(資料 1)再生利用の考え方(製造者向け) 1.5 責任分担(責務と役割)	責任分担(責務と役割)	1.5 責任分担(責務と役割) ・「国や自治体、公益事業者が用途先における施設管理者となり、管理責任を負うこととなる」とあるが、利用に関するインセンティブがない。フローを見る限り、各所でモニタリングや管理が入る。この費用を発注者が負担するならば、通常より高い利用コストになり、再生利用はいつまでも促進されない。	
10	(資料 1)再生利用の考え方(製造者向け) 1.7 用語の定義	用語の定義	1.7 用語の定義 ・責任所在など細かく設定しているが、その辺はマニュアルや法規で縛るところであって、ここは「どういう人・ものなどがその言葉の対象・意味である」かを示すだけにとどめるべき。	
11	(資料 1)再生利用の考え方(製造者向け) 1.8 関連する法令と指針	関連する法令と指針	1.8 関連する法令と指針 ・法規：どの法律に基づき管理するかは先に議論して決定すべき。それが決まらないと、細かい手順やマニュアルは作れないはず。現状では、何にも準拠しないマニュアルになってしまう。 ・そのうえで、複数の法規にまたがるので、再生利用におけるそれらの各位置づけを明確化する必要がある。	
12	(資料 1)再生利用の考え方(製造者向け) 2. (全般)	利用条件／管理期間	2章 再生資材の製造・運搬 ・利用要件、想定の線量如何で取り扱いが変わることに留意必要。 ・自然減衰を見こんだ、管理期間(出荷土壤の線量毎に、賞味期限のように管理期限を付与する必要あり?)の設定が絶対に必要。 ・管理期間は使用者が管理負担を負うので、それに見合ったインセンティブが必要。 管理者の問題は、利用者向けマニュアル上の課題かもしれません、製造段階できっちり再生・管理・製品化(=完全浄化という意味ではない)することで、利用者の負担を減らさないと、まず利用してくれないです。	

13	基本的なスタンスについて(全般)	<ul style="list-style-type: none"> 法律なり制度なりのデザインが決まった状態で、その運用における諸課題を防ぐために作成するものが手引きやマニュアルであって、根幹となる制度や法律のめどすら立っていない段階ではマニュアルを作成することはできないのでしょうか。 示された案で一番問題なのは、土の再生利用のフローがまったく非現実的な点です。このフローが具体的になっていることはマニュアル作成の大前提です。法律等で定められたフローについて、実施者によって対応が分かれそうな所、問題が発生しそうな所について実務的、技術的な方針・背景となる知見を示し、誤謬なく、効率的に事業を推進するための資料が手引き・マニュアルではないでしょうか。 このフローが非現実的であると、手引きで取り扱うべき事項を抽出する目次作成作業もできないはずです。例えば、利用者向けのマニュアル8ページのフロー。利用者サイドでは最初に利用計画の検討、があります。 <p>添付した pdf は日本道路協会発行の道路土工要綱の中のフロー図です。多少きれい事を言っている所はありますが、これが現実です（実際はもっとごちゃごちゃたくさんの方手続きがあります）。このフローに照らして、「利用計画の検討」はどこに入るのでしょうか？実際に使う土の物性に応じて設計をするのは、土工指針のフローでは「施工段階」の「当初設計の修正」です。ところが、道路事業の場合、地元への説明や了解は、そのはるか手前、計画段階で済ませており、施工段階で地元への説明などは行いません。というか、施工段階で改めて地元への情報が追加されるというのは完全にトラブル対応の領域です。</p> <ul style="list-style-type: none"> フローでは、「必要により施設周辺の住民への説明」というのがさらに後ろにあります、「必要により」とは、どのような基準で、誰が判断するのでしょうか？そもそも「中間処理土を公共施設に使用する」という情報は、必要がなければ住民に説明しなくてもいい情報なのでしょうか？ 道路事業の場合、環境アセスメントが必要となる場合があります。環境アセスメントは、道路土工指針のフローで言えば、事業化の前に行われています。これから実際に施工が行われるまでは5年とか10年とかかかるのが普通です。環境アセスの時にはどのような情報を開示すべきなのでしょうか？ また、環境アセスメントは対象となる事業に要件があります。この要件を満たさない事業については、アセスメントを行うことができません。つまり、法的制度的裏付けを持って住民の了解を得る方法がないということです。現行は、アセス対象とならない事業は、法的に「比較的規模の小さい事業」という位置づけがされていますので、道路事業者が自らの責任でそれを行っています。この時に住民の了解を得る事項に放射能の話が入ってくるとしたら、どうやって生産者は関与するのでしょうか。 <p>以上、大きな所だけ挙げましたが、実務を考えると、あまりにも分からぬところが多くあります。しかしながら、そもそもどのような事業スキームを想定しているのかが分からぬ状態では、どう直すべきかというコメントもしようがありません。</p> <p>こうした細かい質問に答えられないままで手引きを作成したとしたら、そうした疑問に関する全ての責任は下流の事業者に押しつけられることになります。検討の方針から考え直す必要があるのではないでしょうか。</p>	
14			
15			
16			
17			
18			